

入札説明書（個別事項）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）北陸新幹線建設局の北陸新幹線、白山市・加賀市間障害防止対策に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、入札説明書（共通事項）（令和５年７月３日時点）及び本入札説明書（個別事項）によるものとする。

１ 手続開始の公示日 令和５年９月２２日

２ 契約担当役

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役 北陸新幹線建設局長 綿貫 正明

福井県福井市大手二丁目７番１５号（明治安田生命福井ビル）

３ 役務の概要

（１）役務件名 北陸新幹線、白山市・加賀市間障害防止対策
（電子入札対象案件）

（２）役務内容 本役務は、新幹線鉄道の列車走行に伴う騒音・振動対策として、沿線の住宅及び学校・病院等に対する障害防止対策調査（騒音・振動測定）の準備及び測定結果通知、障害防止対策の準備・実施から完了にいたる一連の作業を行うものである。対象地域は、石川県白山市、川北町、能美市、小松市及び加賀市の新幹線沿線である。

（３）役務の詳細な説明

主な業務内容は次のとおりである。

騒音・振動阻害対策業務

助成調査対象者数	488 戸
助成対象家屋数	195 戸

（４）履行期間 契約締結日の翌日から 27 箇月間

（５）本役務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより実施する対象役務である。

４ 指名されるために必要な要件

指名される者は、入札説明書（共通事項）２に定めるもののほか、次の（１）から（６）までの条件を満たしている入札参加者とする。

ただし、条件を満たしている入札参加者が多数のときは、（６）の「当該業務における技

術的適性」の評価結果を基に指名されないことがある。

(1) 入札参加者に要求される資格

ア 当機構における「土木関係建設コンサルタント業務」に係る令和 5・6 年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

イ 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構理事長から「近畿地区」において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ウ 業種区分「土木設計調査」における令和 4 年度の当機構の作業成績が、平均で 60 点未満でないこと。

(2) 参加表明書の提出者の役務実績に関する要件

参加表明書を提出する者は、下記に示される「同種又は類似役務」について平成 25 年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務（再委託による役務は含まない。当該役務が当機構発注の役務で作業成績評定点がある場合は、65 点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務実績とすることができる。）において、1 件以上の実績を有さなければならない。

同種役務：列車走行に伴う騒音・振動障害防止対策に係る助成業務

類似役務：公共事業における騒音又は振動対策に係る建物補償業務

(3) 配置予定技術者の資格に関する要件

以下の資格を有する者とする。

主任技術者：補償業務管理士（事業損失部門又は補償関連部門）

本役務は、照査技術者の配置を求めない。

(4) 配置予定技術者に必要とされる役務の経験

主任技術者は、(2)に示される「同種又は類似役務」について、平成 25 年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務（再委託による役務及び照査技術者として従事した役務は含まない。当該役務が当機構発注の役務で作業成績評定点がある場合は、65 点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務経験とすることができる。）において、1 件以上の経験を有さなければならない。

(5) 手持ち業務量

ア 主任技術者は、本件の公示日現在における手持ち業務の契約金額合計が 5 億円未満かつ件数が 10 件未満である者。ただし、当該手持ち業務に当機構発注の役務であり調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合は、契約金額合計が 2.5 億円未満かつ件数が 5 件未満である者。

イ 手持ち業務は、主任技術者又は担当技術者となっている 1 件当たりの契約金額が 500 万円以上の業務を対象とする。

(6) 入札参加者を選定するための基準

「競争参加者の指名基準について」（平成 15 年 10 月 1 日付け経会第 24 号・鉄業契

第7号通達)に定める指名基準による。

なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）に基づく登録状況、役務の実績並びに配置予定の技術者の資格、役務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

評価基準は、下記のとおりとする。

評価項目	評価の着目点			判断基準
参加表明者（企業）の実績及び能力	資格要件	技術部門登録	補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）に基づく登録状況	下記の順位で評価する。 ① 事業損失部門の登録がある。 ② 補償コンサルタント登録がある場合、またはこれと同等の要件を満たす者。 なお、上記に該当しない場合は選定しない。
	専門技術力	成果の確実性	平成25年度から本件の参加表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務の実績の内容	下記の順位で評価する。 ①同種役務の実績がある。 ②類似役務の実績がある。 なお、上記に該当しない場合は選定しない。
			平成30年度から令和4年度までに完了し、引渡し済みの4(1)ウに記載の業種区分の当機構発注役務の作業実績	当機構発注役務の作業実績がある場合は、当該作業成績評定点の平均が70点以上の者を優位に評価する。
配置予定の主任技術者の経験及び能力	資格要件	技術者の資格	技術者の資格、その専門分野の内容	補償業務管理士（事業損失部門又は補償関連部門）の資格を有する。 なお、上記に該当しない場合は選定しない。

	専門技術力	役務執行技術力	平成 25 年度から本件の参加 表明書の提出期限までに完了し、引渡し済みの役務の 経験の内容	下記の順位で評価する。 ①同種役務の経験がある。 ②類似役務の経験がある。 なお、上記に該当しない場合は選定しない。
		成果の確実性	平成 30 年度から令和 4 年度 までに従事した 4 (1) ウに 記載の業種区分の当機構発 注役務の作業成績	当機構発注の役務経験がある 場合は、当該作業成績評定点 の平均が 70 点以上の者を優 位に評価する。
	専任性	専任性	本件の公示日現在における 手持ち業務金額及び件数 (照査技術者としての手持 ち業務は除く。)	本件の公示日現在における手 持ち業務の契約金額の合計が 5 億円以上又は件数が 10 件以 上の場合は選定しない。ただ し、公示日現在における手持 ち業務に当機構発注の役務で あり調査基準価格を下回る金 額で落札したものがある場合 は、契約金額の合計が 2.5 億 円以上又は件数が 5 件以上の 場合は選定しない。

※補償コンサルタントと同等の要件を満たす者とは、次のとおりとする。

- 補償業務の管理をつかさどる専任の者で次のいずれかに該当する者（補償業務管理者）を置く者であること。
 - 当該登録部門に係る補償業務に関し 7 年以上実務の経験を有する者
 - 国土交通大臣がイに掲げる者と同程度の実務の経験を有するものと認定した者
- 財産的基礎又は金銭的信用を有する者であり、資本金が 500 万円以上かつ、自己資本の額が 1,000 万円以上である者

5 担当支社等

〒532-0003

大阪府大阪市淀川区宮原三丁目 5 番 36 号（新大阪トラストタワー11 階）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

北陸新幹線建設局 総務部 契約課 契約係

電話 06-6394-6029

電子メールアドレス keiyaku.osk@jrtt.go.jp

6 競争参加資格の申請の時期及び場所

4 (1) アに掲げる競争参加資格の認定に係る申請は、当機構建設企画部工事契約課にお

いて、随時受け付ける。

7 参加表明書の提出等

- (1) 本競争の参加希望者は、次に従い参加表明書を提出しなければならない。

契約担当役は、参加表明書を提出した者の中から競争入札に参加する者を指名する。参加表明書を提出することができる者は、参加表明書を提出する時において、4 (1) アに掲げる競争参加資格の認定を受けている者とする。

ただし、令和5年9月22日において当該資格の認定を受けていない者については、後日行う予定の入札公示に示すところに従い参加表明書を提出することができる。

なお、受付期間内に参加表明書が提出先に到達しなかった場合は、指名されない。

また、指名されなかった場合には、本競争に参加することはできない。

ア 提出方法

- (7) 参加表明書は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、参加表明書の容量が10MBを超える場合は、書類一式(電子入札システムとの分割を認めない。)を提出先へ郵送等し、提出書類通知書(別記様式5)のみ電子入札システムにより送信すること。

- (4) 契約担当役から承諾を得て紙入札方式に移行した場合は、提出先へ郵送等により提出すること。

- (5) 参加表明書を郵送等により提出し、参加表明書表紙の押印省略をする場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

イ 受付期間 表-1に示す期間。

ウ 提出先 5に同じ。

- (2) 参加表明書は、次に従い作成すること。

参加表明書として、別記様式1から別記様式4まで作成すること。

イの役務の実績及びウの配置予定技術者の役務の経験は、平成25年度から本件の参加表明書の提出期限までに役務が完了し、引渡し済みのものに限り記載すること。

当該役務実績又は役務経験が当機構の発注したものである場合には、作業成績評定点が65点以上のものに限る。ただし、当機構の発注した役務のうち作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には、役務実績又は役務経験とすることができる。

ア 登録状況等

次の内容を別記様式2に記載すること。(登録証明書の写し及び作業成績評定通知書の写しを添付すること。)

- (7) 補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)に基づく登録状況

- (4) 平成30年度から令和4年度に完了し、引渡し済みの当機構における「土木設計調査」の作業成績

イ 参加表明者(企業)の役務の実績

当該役務と同種又は類似の役務の実績を別記様式3に記載すること。

記載する役務の実績は1件でよい。「同種又は類似役務」とは、4(2)の役務をいう。

ウ 配置予定技術者の資格、役務の経験及び手持ち業務

配置予定主任技術者の資格、同種又は類似役務の経験、手持ち業務について別記様式4に記載すること。

なお、手持ち業務については、本件の公示日現在のものを、次により記載すること。

- ① 当機構発注の調査基準価格を下回る金額で落札した役務がある場合は、件名の先頭に「低」を付して記載すること。
- ② プロポーザル方式による役務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、件名の後に「特定済」と明記し参考見積金額を記載すること。
- ③ 複数年度契約がある場合は、総契約金額と当該年度分の契約金額をそれぞれ記載すること。
- ④ 当機構発注役務で、部分引渡しを行った役務がある場合は、引渡し部分に相当する金額を除いた額を記載すること。
- ⑤ 設計共同体として受注した手持ち業務量の契約金額については、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）を記載し、出資比率が確認できる書類を提出すること。

また、平成30年度から令和4年度までに完了し、引渡し済みの業種区分「土木設計調査」における当機構発注の役務経験（500万円以上のものに限る。）があれば記載すること。

- (3) 参加表明書に関する問合せ先 5に同じ。

8 非指名の理由の説明

- (1) 非指名理由の説明要求提出期限及び提出先は、以下のとおり。

ア 提出期限 非指名の通知をした日の翌日から起算して7日（休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を含まない。）後の16時。

イ 提出先 5に同じ。

- (2) 契約担当役は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して10日以内に説明を求めた者に対し電子入札システムにより回答する。

ただし、紙入札方式による場合は、書面又は電子メールにより回答する。

9 入札説明書等に対する質問

- (1) 質問書の受付期間及び提出先は、以下のとおり。

ア 質問書の受付期間 表-1に示す期間。

イ 質問書の提出先 5に同じ。

- (2) 質問に対する回答は、電子入札システムで提出されたものについては電子入札システムにより、郵送等で提出されたものについては書面又は電子メールで回答するとともに、全ての質問に対する回答書を次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 表-1に示す期間。

イ 閲覧場所 5に同じ。

10 入札方法、入札の締切及び開札の日時、場所等

(1) 入札の締切日時 表－1に示す期日。

(2) 開札の日時 表－1に示す期日。

(3) 場所 5の入札室

(ただし、持参又は郵送による入札書の提出先は、5に同じ。)

11 入札価格内訳書の提出等

入札価格内訳書の様式は自由とするが、記載内容は、工事等数量総括表に掲げる区分、工種、種別、単位、数量、単価及び摘要に対応する項目又は金額を表示したものとし、これに商号又は名称並びに住所及び役務件名を記載のうえ、紙による入札の場合にあっては「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載する場合を除き押印したものとす。

なお、ファイルの容量は2MB以内に収めることとし、2MBに収まらない場合は持参又は郵送（配達証明付郵便に限る。）すること。ただし、圧縮することにより2MB以内に収まる場合はLZH形式又はZIP形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送信することを認める。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

13 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当役により指名された者であっても、開札の時ににおいて当機構理事長から当該役務について指名停止を受けている者その他開札の時ににおいて4に掲げる要件のない者は、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

ア 手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札

イ 参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 別冊内容説明書及び別冊契約申込心得等において示した入札に関する条件に違反した入札

エ 入札価格内訳書を提出しない者等のした入札

14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締

結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が契約事務規程第 25 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、契約事務規程第 26 条の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うものとする。低入札価格調査の内容は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程第 25 条の基準の取扱いに関する事務手続きについて(平成 31 年 1 月 7 日付け事監契第 181218002 号・技積第 181218002 号通達)によるものとする。

15 手持ち業務量の制限

本役務履行期間中の主任技術者の手持ち業務量(当該年度分)は、契約金額 5 億円かつ手持ち件数 10 件(公示日現在の本役務を除く手持ち業務に当機構発注の役務であり調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合は契約金額 2.5 億円かつ手持ち件数 5 件)未満(本役務を除く。)とし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。

その上で、以下の(1)から(3)までの全ての要件を満たす技術者に交代すること。

- (1) 当該主任技術者と同等の役務経験を有する者(当機構発注の役務経験で作業成績評定点がある場合は、65 点以上のものに限る。ただし、当機構発注の作業成績評定点の通知を受けていない役務においても要件を満たす場合には役務経験とすることができ
る。)
- (2) 当該主任技術者と同等の技術者資格を有する者
- (3) 手持ち業務量が本説明書において設定している配置予定の主任技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

16 手続における交渉の有無 無

17 支払条件

- (1) 前金払 無
- (2) 出来形払 有

18 火災保険付保の要否 否

19 苦情申立て

本手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成 7 年 12 月 14 日付け政府調達苦情処理推進会議決定)により、政府調達苦情検討委員会(連絡先:内閣府政府調達苦情処理対策室(政府調達苦情検討委員会事務局)、電話 03-3581-0262(直通))に対して苦情を申立てることができる。

20 関連情報を入手するための照会窓口

5に同じ。

表－１．本入札手続きに係る期間等

参加表明書様式及び別冊資料の交付期間	令和５年９月２２日（金）から令和５年１２月７日（木）まで。
参加表明書の受付期間	令和５年９月２２日（金）から令和５年１０月６日（金）までの休日を除く、１０時から１６時まで。
紙入札方式参加承諾願の受付期間	令和５年９月２２日（金）から令和５年１０月６日（金）までの休日を除く、１０時から１６時まで。
入札説明書等に対する質問の受付期間	令和５年９月２５日（月）から令和５年１１月２７日（月）までの休日を除く、１０時から１６時まで。
入札説明書等の質問に対する回答閲覧期間	令和５年１１月３０日（木）から令和５年１２月４日（月）までの休日を除く、１０時から１６時まで。
指名通知の日	令和５年１０月１８日（水）を予定。
入札の締切日時	令和５年１２月５日（火）１５時３０分
開札の日時	令和５年１２月８日（金）１５時